

令和6年第11回守山市農業委員会総会議事録

第11回守山市農業委員会総会を市役所2階防災会議室において招集する。

令和6年11月8日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第49号～議第52号

- | | |
|-------|---|
| 議第49号 | 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて |
| 議第50号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取について |
| 議第51号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第52号 | 農業委員会等に関する法律第38条第1項の |

規定による意見書を提出することについて

報告第 48 号～報告第 51 号

報告第 48 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 49 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 51 号 諸証明書の交付状況について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	11 服部 重信	12 辰市 祐洋
14 大崎 恭義	16 千代 博	17 今井 誠二
18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄	20 西村 明弘
21 宇野 正	22 中島 耕治	23 西村 正秋
24 西村 潔	26 秋山 新治	

3 欠席委員

13 番 西 直幸 委員

15 番 九重 智子 委員

25 番 山本 麻紀代 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 指導員 井上 俊明

書 記 事務員 上野 晴美

農政課 係長 西川 孝司

農政課 事務員 古家 妙子

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 23 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 11 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和6年第11回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件1件、その他案件3件、報告案件4件の合計8件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

9番 岡本 良一 委員

10番 高橋 謙二 委員

を指名いたします。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第49号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第49号 農業経営基盤強化促進法

附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて （旧基盤法第 18 条）

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 49 号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第 9 条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 49 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第 10 条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることすることに決しました。

議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第50号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第50号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取について (機構法第18条第3項)

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第50号につきまして提案

理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第9条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の意見聴取についてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の案の内容を説明】

以上で、議第50号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

小作料の事で教えていただきたいのですが、今回、金額1万円、契約期間を10年で農地中間管理機構を通じて申請を行った後、期間内で金額の変更を行いたい場合、変更することはできますか。

○農政課

農地中間管理機構を通じて、金額の変更を行うことはできません。

○●番 ●● ●●委員

その場合、貸り人と借し人の双方の合意も必要でしょう

か。

○農政課

双方の合意がなければ変更できません。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議 長

ほかに、意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

農用地等賃借申請書に記入した借賃を変更したい場合ですが、例えば12月支払いで11月に金額を変更すれば変更した金額が12月に支払われるということでしょうか。

○農政課

支払の算定基準日がございます。算定基準日を超えて変更した場合は旧の金額となり、基準日前に変更が完了した場合は新しい金額になります。

まずは、農地中間管理機構にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

算定基準日はいつ頃ですか。

○農政課

算定基準日は毎年8月31日となっています。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

ほかに、意見はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

今、申請を行っている農地中間管理機構は、地権者と耕作者で期間や金額を話し合い、双方合意の上での申請となりますが、農地中間管理機構が間に入ることはないのでしょうか。

○農政課

現在の農地中間管理機構の運用については、地権者と耕作者が双方で金額や期間を決めていただき、双方合意の上で、農地中間管理機構に申請を行っていただくことになっております。

過去には、農地中間管理機構がマッチングを行っていた時期がございまして、地権者は農地を提供し農地中間管理機構が耕作者を探して耕作してもらっていた時がありました。その時期は、地権者は誰が耕作しているのかわからない状態でした。今であれば地権者と耕作者それぞれが納得した上で申請を行っているため、トラブルも少ないのですが、マッチングを行っていた時は地権者に耕作者の情報

が知らされていないため、制度発足から 10 年が経ち更新時期が来るにあたり、今後トラブルが発生してくるのではないかと懸念しております。

○●番 ●● ●●委員

以前は農地中間管理機構が内容まで踏み込んで地権者と耕作者を結んでいたということですね。わかりました。

○●番 ●● ●●委員

現在の農地中間管理機構は双方合意の上での申請となるため、双方の話し合いで変更は可能ですが、以前申請した人が金額等変更する場合は、農地中間管理機構に申し入れるしかないんですね。

○農政課

以前に申請された地権者は、耕作者を知りえるすべがないため、告示して探し直接アポイントメントをとって金額等の変更を申し入れるか、農地中間管理機構に申し入れて変更を行うか、どちらかの方法で変更をしていただくしかありません。

○議 長

各委員にこのような相談があれば、農政課から説明のあったようにお伝えいただければと思います。

○議 長

ほかに、意見はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

よって、本件は、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第51号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第51号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第51号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は3ページ、位置図は1ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、1件で56筆でございます。

申請地は、〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番 991平方メートルのうち 434平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇1,057平方メートルのうち 468平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,031平方メートルのうち 459平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,120平方メートルのうち 1,110平方メートルの田、および〇〇町 〇〇 〇〇番〇 1,289平方メートルのうち 357平方メートルの

田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 869 平方メートルの
うち 862 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,309 平方メートル
のうち 789 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇
番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 1,315 平方メートル
のうち 769 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇
〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,100 平方メートルのうち
292 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,216 平方メートルのうち
291 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,080 平方メートルのうち
258 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 872 平方メー
トルのうち 179 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇
〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 968 平方メートルのうち
201 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇 〇丁目〇番〇〇
号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,358 平方メートルのうち
345 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 1,044 平方メ
ートルのうち 253 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町
〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 978 平方メートルのうち
257 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,417 平方メートルのうち
342 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇〇番地
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,371 平方メートルのう
ち 1,366 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇〇 〇〇
〇〇番〇 505 平方メートルのうち 433 平方メートルの田
で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇
〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,220 平方メートルのう
ち 1,125 平方メートルの田で、譲渡人は大津市 〇〇 〇
丁目〇〇番〇〇-〇-〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,388 平方メートルのうち 1,383 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,047 平方メートルのうち 1,043 平方メートルの田 同じく〇〇〇〇番〇 1066 平方メートルのうち 1025 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 887 平方メートルのうち 883 平方メートルの田 および〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,056 平方メートルのうち 1,054 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 891 平方メートルのうち 887 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 913 平方メートルのうち 398 平方メートルの田、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番〇 689 平方メートルのうち 681 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 912 平方メートルのうち 335 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 1,276 平方

メートルうち 456 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町
〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,560 平方メートルの
うち 583 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳

〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 1,428 平方メートルの
うち 531 平方メートルの田で、譲渡人は埼玉県さいたま市
〇区 〇〇町 〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,562 平方メートルの
うち 885 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 1,008
平方メートルうち 628 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇
町 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇号 〇〇
〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,110 平方メートルの
うち 711 平方メートルの田で、譲渡人は蒲生郡 〇〇町
〇〇〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 お
よび甲賀市 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳。それぞれ持ち分 2 分の 1 です。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,025 平方メートルの
うち 639 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番

地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 989 平方メートルのうち
628 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1050 平方メートルの
うち 653 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番
地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,004 平方メートルの
うち 615 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番
地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,455 平方メートルの
うち 1,449 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 722
平方メートルのうち 720 平方メートルの田で、譲渡人は〇
〇町 〇〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,130 平方メートルのう
ち 1,122 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇 〇丁目〇番
〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,308 平方メートルのう
ち 1,304 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番
地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳 および蒲生郡 〇〇町
〇〇〇〇 〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇

歳。それぞれ持ち分は2分の1です。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,133 平方メートルのうち
453 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 1,003 平方
メートルのうち 404 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇
町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,186 平方メートルのうち
512 平方メートルの田、および〇〇町 〇〇〇 〇〇〇
〇番〇 1,255 平方メートルのうち 328 平方メートルの田
で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇
〇歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 1,267 平方メートルのうち
537 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 1,001 平方
メートルのうち 444 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇
番〇 243 平方メートルのうち 104 平方メートルの田で、
譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳。

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 736 平方メートルのうち
325 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 1,402 平方
メートルのうち 574 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町
〇〇〇番地の〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,066 平方メートルの

うち 595 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 945 平方メートルのうち 398 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,231 平方メートルのうち 504 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 1,231 平方メートルのうち 509 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

譲受人は守山市 〇〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 さん です。

渡し人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。目的は埋蔵文化財の発掘調査で、令和 8 年 11 月 30 日までの一時転用です。備考欄に記載のとおり、〇〇工業団地の計画地において、すでに埋蔵文化財の試掘が済んでおり、遺構があると考えられる箇所の本掘を順次行うもので、発掘作業に必要な事務所や駐車場も仮設で設置されるものです。また、転用面積が 2,000 平方メートルを超えるため、このあと県の常設審議委員会

の諮問を受けることとなります。

立地基準の判断については、団地規模が 10 ヘクタール以上の一団の農地で、第 1 種農地となります。第 1 種農地では、原則として転用の許可ができませんが、本件は一時転用であるため、例外的に許可ができるものです。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 51 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員の●● ●● ●●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

今般の事案につきましては、○○町 ○○○○○ ○○○番から 56 件ございます。○○町の工業団地用地の西地区にあたり譲受人は○○○○○○○○○○の区域となっております。埋蔵文化財の発掘調査に伴う一時転用ということで、位置図の通りランダムに本掘が行われていくので、問題ないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること
はございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいまご報告にありましたように、特に問題ありませ
ん。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を
いたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議あり
ませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とす
ることに決しました。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第52号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第52号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見書を提出することについて

以上です。

○議長

この意見書につきましては、農政委員長に取りまとめていただきましたので、農政委員長から、まず報告をお願いいたします。

○農政委員長（会議規則第9条議案の説明）

関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出として、農業委員会法 第38条「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する

関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とされています。

農政委員会では、委員の皆さんからいただいた意見を検討してまいりました。内容については、担い手への支援、新規就農者や後継者の育成、遊休農地の解消、女性農業者の育成、それから農業委員会の体制強化として上げさせていただきました。皆様からは、様々な意見がありましたが、全てを網羅することは難しいこともあり、当委員会で調整させていただきましたこと、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、事務局より内容を説明して頂きます。

○事務局 （第9条議案の説明）

それでは、その内容を朗読いたします。

（意見を朗読）

以上、議第52号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、意見を伺います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

耕作放棄地には基準があると思うのですが、どのような状態をいうのでしょうか。また重機を入れて農地として再生した場合、補助金の対象となるのでしょうか。

○事務局

耕作放棄地の対象地としては、現在委員のみなさんに農地パトロールを行っていただいて、遊休農地を挙げていただいているところです。その結果、報告いただいた農地が遊休農地いわゆる耕作放棄地の対象となります。委員のみなさんにしっかり見ていただいた農地であるというのが原則です。

○●番 ●● ●●委員

例えば、一面セイタカアワダチソウが繁茂しているが、重機を使用せず草刈を行い農地に変えた場合は補助金の対象になるのでしょうか。

○事務局

そのような場合も対象です。但し、遊休農地として1年以上耕作もしくは手が入らない状態であり、農業委員会が取りまとめた遊休農地に限ります。1年に1回草刈りを行

っているというものについては外れてくると思います。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

また、2ページ大括弧（2）①②③の全てが最後を「支援されたい」でくくられていますが、これについては言葉が悪いのですが、補助金が欲しいということでしょうか。

○事務局

補助金を出していただきたいということはもちろんの事ですが、それ以外にも、女性農業者の事もあれば、特に①の、リーダーの育成支援につながるような研修会を開催したり、マッチング会議を開いていただいたりと、様々な施策が含まれているため、このような表現になりました。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

それでは、意見を伺います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり意見をすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり意見をすることに決しました。

○議長

なお、この意見書は後日、三役ならびに農政委員長の4人で、市長に手渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第48号から報告第51号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書記

報告いたします。

報告第48号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 49 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の
報告について

5 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃
貸借解約通知について

8 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 51 号 諸証明書 of 交付状況について

1 件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか

○●番 ●● ●●委員

報告第 50 号の 5 番と 6 番で解約を行われていますが、貸し人から公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金。公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金から借り人で解約手続きが行われています。貸し人と借り人の間で売買予定となっているのであれば、3 条の申請になるのではありませんか。

○事務局

こちらは一筆の農地の解約となる転貸事業で、今後農地

法第3条の申請が行われます。今回は売買予定であるため解約されるということです。借り人が売買先であっても解約が必要になっております。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○●番 ●● ●●委員

相続登記が今年4月1日に法改正され、3年以内に名義変更しなければならないとなって、農地についてはパンフレット等で周知されていると思います。各委員の集落内で亡くなられた方が出た場合、どのようにしていくのがいいでしょうか。

○事務局

相続登記は農地に限ったことではございませんので、宅地等も含まれてまいります。税務課から、固定資産税の納税通知書が発行されますので、その中に相続登記に関する案内が入っていると思います。

○●番 ●● ●●委員

わかりました。

○議長

相続登記については委員の周りで亡くなられた方がおられたら相続登記を行っていただくよう伝えてください。

他に、質問はありませんか。

===== 「無し」の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 11 月 22 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記
に署名する。

9 番 岡本 良一 委員

10番 高橋 謙二 委員